

平成 年度分 市民税・県民税 寄附金税額控除申告書

平成 年 月 日 相模原市長 あて	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
平成 年 1月1日 現在の住所	生年月日	明・大 年 月 日 昭・平
	電話番号	

あなたが前年中に次の①から④までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
	円
	円
計	円

② 神奈川県が条例で指定した寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
	円
	円
計	円

③ 相模原市が条例で指定した寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
	円
	円
計	円

④ 神奈川県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
	円
	円
計	円

* 網かけの欄は、記入しないでください。

寄附金合計額

決定	審査

市民税・県民税寄附金税額控除申告書 記入説明

① 「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」について

都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の事項を記載してください。また、次のア・イに該当するものは、「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」として扱われますので申告書の①に記載してください。

ア. 公立の学校等の施設の建設又は拡張等を目的として設立された後援会等に対する寄附金で、その目的である施設が完成後遅滞なく地方公共団体に帰属することが明らかなもの。

イ. 災害救助法第2条《被救助者》の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域として指定した区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）に対して拠出した義援金等で、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等（災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方公共団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方公共団体が組織するものをいう。）に対して、拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているもの。

② 「神奈川県が条例で指定した寄附金」に該当となる寄附金について

平成20年中に支出した寄附金は対象となりません。

なお、平成21年1月1日以後対象となる寄附金については、神奈川県課税課（TEL 045-210-2322）まで、お問合せください。

③ 「相模原市が条例で指定した寄附金」に該当となる寄附金について

所得税の寄附金控除の対象となっている社会福祉法人、学校法人、公益社団・財団法人等への寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものへの寄附金について記載してください。

④ 「神奈川県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金」について

神奈川県共同募金会又は日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附金について、記載してください。

* 個人住民税の寄附金税額控除では、国に対する寄附金と政党等に対する政治活動に関する寄附金は対象となりません。

* 個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告書の代わりに本申告書を相模原市役所市民税課に提出ください。

ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

* 寄附金税額控除申告書を提出されるときには、申告書に記載した寄附金の領収書を必ず添付してください。